

秋の全国交通安全運動

期間 令和7年9月21日(日)~9月30日(火)

スローガン

光ってる あなたのマナーと反射材



【令和6年度茨城県交通安全ポスターコンクール受賞作品】

優秀賞(茨城県交通安全母の会連合会長賞)

阿見町立竹来中学校

三木 香里奈さんの作品(当時2年生)

優秀賞(茨城県交通安全協会会長賞)

ひたちなか市立佐野小学校

松原 秀羽さんの作品(当時4年生)

【茨城県交通安全県民運動年間最重点項目】

◎高齢者の交通事故防止 ◎飲酒運転の根絶

主唱 茨城県交通安全対策会議



9月30日**火**は「交通事故死**ゼロ**」を目指す日

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と
反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

○安全に道路を横断しましょう！

道路を横断する際は、横断歩道を利用し、信号機のあるところでは、その信号に従いましょう。運転者に対して**横断する意思を明確に伝え、安全を確認**してから横断しましょう。

○反射材や明るい目立つ色の服を着用しましょう！

夕暮れ時以降は、歩行者の姿が思った以上に運転手などから認識しにくくなります。外出する時は、**明るい目立つ色の服と反射材**を身につけて**自分の存在をアピール**しましょう。

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と
夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

○ながらスマホや飲酒運転は絶対にしない、させない

運転中のスマートフォン等の使用は**非常に危険な行為**です。運転に集中し、安全確認を徹底しましょう。

飲酒運転は犯罪です。【飲酒運転は絶対にしない、させない】という意志で飲酒運転を根絶しましょう。

○早めのライト点灯！夜間はハイビームも活用しましょう！

秋になると日没時間が早まります。**早めのライト点灯**を心がけ、夜間帯は速度を落とし、ハイビームとロービームの切り替えをこまめに行いましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの
理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

○自転車も特定小型原動機付自転車もヘルメット着用！

自転車や特定小型原動機付自転車に乗る時は、**ヘルメットを着用**しましょう。**自分の命を守るために必ずヘルメットを着用し、交通ルールを守って安全に走行**しましょう。

特定小型原動機付自転車に
関する交通ルール等について



自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

